島根県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ防除用	使用量 合計
22	フィプロニル			1.3E-1	9.9E+0	10.0
64	エトフェンプロックス	7.1E+0	1.0E+1	1.8E+0	7.6E+0	26.7
117	テブコナゾール				7.8E-1	0.8
139	トラロメトリン			1.8E+0	5.9E-1	2.4
140	フェンプロパトリン			8.4E-1		0.8
153	テトラメトリン	7.7E+1	5.5E+0	6.9E+1	3.0E-2	151.3
181	ジクロロベンゼン	1.6E+2	1.5E+2			313.5
225	トリクロルホン		5.2E+0			5.2
248	ダイアジノン		5.5E-1			0.5
251	フェニトロチオン		1.4E+2	1.1E+0		137.5
252	フェンチオン	1.7E+0	5.0E+1	1.7E+0		53.4
256	デカン酸				1.1E+0	1.1
350	ペルメトリン	9.5E+0	2.8E+1	5.8E+0	1.6E+1	59.1
405	ほう素化合物		5.6E-2	1.6E+1	3.6E-1	16.4
427	カルバリル			6.0E+1		60.4
428	フェノブカルブ			3.9E+1	4.4E+1	82.6
457	ジクロルボス	3.5E+1	4.9E+2			527.1
	合 計	2.9E+2	8.8E+2	2.0E+2	8.0E+1	1448.8

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。 注)衛生害虫・・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫 不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等